

はじめに

―「農業経営基盤強化促進法の解説 3訂」の刊行にあたって―

農業経営基盤強化促進法は、数次にわたる改正による内容の拡充・充実を経て、農業構造・経営対策の中心的法律として重要な役割を果たしてきております。本書は、農用地利用増進法が制定された昭和五十五年に刊行され、平成五年の農業経営基盤強化促進法（基盤強化法）への変更を経て、制度の運用に携わる関係者にとって必読の書として版を重ねてきたところです。前回の改訂7版は、平成三十年及び令和元年の制度改正に伴い、所要の改訂をし、出版したものです。

その後、令和四年に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（一部改正法）」が成立しました。

現在、わが国の農業・農村をめぐる情勢には、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念される状況にあります。このような中で、政府は、令和二年十二月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、人・農地及び関連施策を取りまとめることとしました。これを受けて農林水産省は、令和三年十二月に「人・農地など関連施策の見直しについて」を取りまとめ、公表しました。そこでは、今後の施策の見直しの方向として、人・農地プランの法定化、多様な経営体等の積極的位置づけ、地域の将来の農地利用の具体的な姿（目標地図）の明確化、農地バンクによる運用の抜本的見直し等が示されました。

一部改正法はこの見直しの方向を受けて整備を行ったものです。このうち、基盤強化法改正は、目標地図を含む地域計画の策定（人・農地プランの法定化）、地域計画の達成に向けた農業委員会による農地利用調整活動の積極的な促進など現行利用権設定等促進事業の全面改正、農業を担う者の確保・育成の知事が定める基本方針への追加等の大改正が行われました。また、農地中間管理事業推進法（機構法）改正では、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」の策定

（現行の市町村による農用地利用集積計画の本計画への統合）等重要な改正が行われました。また、農地法改正では、農地の取得に係る下限面積の廃止が行われました。

本書改訂8版は、令和四年の基盤強化法改正の内容を中心に、必要に応じ機構法改正にも言及するなど所要の改訂を行いました。

今回の改正は、基盤強化法の歴史における一大転機をなすものであります。農用地利用増進法の制定以来継承してきた包括的な農用地等の集团的権利移動手法である利用権設定等促進事業（その要である農用地利用集積計画）は、他計画への統合という形で役割を終えることとなりました。新たに措置された地域計画推進事業は、地域計画の策定と地域計画達成に向けた推進事業であり、地域計画で方向付けされた権利移動の具現化は農地バンクが策定する農用地利用集積等促進計画に委ねる仕組みとなっております。地域計画については農地バンクの事業と密接不可分に連携し、農地バンクの事業は地域計画を達成するための手段との位置付けとなりました。

地域総がかりで農地を維持するとともに、農地の集約化等、担い手が受けやすい条件を進めることが現下の喫緊の課題です。抜本的に改正された基盤強化法についてその一層の理解を深め、円滑な運用が図られるよう期待されています。本書が皆様の理解の一助になれば幸いです。

最後に、本書の刊行にあたっては、識者各位の全面的な協力とご尽力をいただきました。誌面を借りて心よりお礼申し上げます。

令和六年三月

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農業経営基盤強化促進法の解説 3訂 目次

第一編 農業経営基盤強化促進法の逐条解説

第一章 総則（第一条～第四条）	三
第一条（目的）	三
第二条（責務）	四
第三条（農業経営基盤の強化の実施）	五
第四条（定義）	六
第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等（第五条～第十一条の十二）	二二
第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）	二二
第五条（農業経営基盤強化促進基本方針）	二二
第六条（農業経営基盤強化促進基本構想）	三三
第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条～第十一条の十）	四四
第七条（農地中間管理機構の事業の特例）	四四
第八条（事業規程）	六五
第九条	九六
第十条（承認の取消し）	九七

第十二条（農地中間管理事業の推進に関する法律の適用）	九八
第十二条の二（指定）	一〇一
第十二条の三（業務）	一〇二
第十二条の四（業務の委託）	一〇三
第十二条の五（業務規程の認可）	一〇四
第十二条の六（事業計画等）	一〇五
第十二条の七（区分経理）	一〇六
第十二条の八（報告徴収）	一〇六
第十二条の九（改善命令）	一〇七
第十二条の十（指定の取消し）	一〇七
第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十二条の十二）	一〇八
第十一条の十一（農業経営・就農支援センター）	一〇八
第十一条の十二（農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助）	一一一
第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等（第十二条～第十六条）	一二五
第一節 農業経営改善計画（第十二条～第十四条の三）	一二五
第十二条（農業経営改善計画の認定等）	一二五
第十三条（農業経営改善計画の変更等）	一五〇
第十三条の二（数市町村にわたる事項の処理等）	一五五
第十三条の三（株式会社日本政策金融公庫法の特例）	一五九

第十四条（農地法の特例）	一六〇
第十四条の二	一六一
第十四条の三（公庫の資金の貸付けについての配慮）	一六五
第二節 青年等就農計画（第十四条の四～第十五条）	一六六
第十四条の四（青年等就農計画の認定）	一六六
第十四条の五（青年等就農計画の変更等）	一八〇
第十四条の六（公庫が行う貸付け）	一八三
第十四条の七（貸付金の利率、償還期限等）	一八五
第十四条の八（融資機関が行う貸付け）	一八六
第十四条の九（政府が行う利子補給）	一八六
第十五条（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）	一八七
第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十六条）	一八八
第十六条	一八八
第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条～第二十八条）	一八九
第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）	一八九
第十七条	一八九
第二節 利用権の設定等の促進（第十八条～第二十二条の八）	一九一
第十八条（農業者等による協議の場の設置等）	一九二
第十九条（地域農業経営基盤強化促進計画）	二〇二

第二十條（計画の素案の提出等の協力）	二二二
第二十一條（農業委員会による利用権の設定等の促進等）	二二七
第二十二條	二一九
第二十二條の二（利用権の設定等に関する協議の勧告）	二二四
第二十二條の三（地域農業経営基盤強化促進計画に係る提案）	二二四
第二十二條の四（地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限）	二二五
第二十二條の五（地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定）	二二七
第二十二條の六（土地改良法の特例）	二二九
第二十二條の七（農業振興地域の整備に関する法律の特例）	二二二
第二十二條の八	二二三
第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三條～第二十六條）	二三三
第二十三條（農用地利用規程）	二三四
第二十四條（農用地利用規程の変更等）	二四四
第二十五條	二四五
第二十六條（勸奨等）	二四六
第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第二十六條の二～第二十八條）	二四七
第二十六條の二（委託を受けて行う農作業の実施の促進に係る措置）	二四七
第二十七條（農業協同組合が行う農作業の委託のあつせん等）	二四九
第二十八條（国及び地方公共団体の援助）	二五〇

第五章 雑則（第二十九条～第三十四条）	二五一
第二十九条（農業協同組合法等の特例）	二五一
第三十条（資金の貸付け）	二五二
第三十条の二（認定農業者及び認定就農者に関する情報の利用等）	二五六
第三十一条（援助）	二五七
第三十二条（法人化の推進等）	二五八
第三十三条（農業委員会等の協力）	二五九
第三十三条の二（権限の委任）	二六〇
第三十四条（事務の区分）	二六一
第六章 罰則（第三十五条）	二六四
第三十五条	二六四
第七章 附則	二六四
第一編 農業経営基盤強化促進法の制定とその後の経緯	
第一章 農業経営基盤強化促進法制定に至るまでの過程	二八五
第二章 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律について（平成五年）	二八六
一 法律案の概要	二八七
二 国会審議の状況	二八九
第三章 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律について（平成七年）	二九六

第四章	地方分権の推進に伴う改正について（平成十一年）	三〇〇
第五章	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律について（平成十五年）	三〇二
一	法律の概要	三〇二
二	国会審議の状況	三〇三
第六章	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について（平成十七年）	三〇七
一	法律の概要	三〇七
二	国会審議の状況	三〇九
第七章	農地法等の一部を改正する法律について（平成二十一年）	三一〇
一	法律の概要	三一〇
二	国会審議の状況	三一二
第八章	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律について（平成二十五年）	三一七
一	法律の概要	三一七
二	国会審議の状況	三一九
第九章	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について（平成三十年）	三二六
一	法律の概要	三二六
二	国会審議の状況	三二八
第十章	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律について（令和元年）	三三一
一	法律の概要	三三一

二 国会審議の状況	三三三
第十一章 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について（令和四年）	三三八
一 法律の概要	三三八
二 国会審議の状況	三四二
第十二章 農業経営基盤強化促進法の概要	三四九
一 法律の目的	三四九
二 法律の仕組み	三四九
第十三章 農業経営基盤強化促進法までの構造立法の経緯	三五九
一 農振法改正による農用地利用増進事業の発足	三六〇
二 農用地利用増進事業の運用	三六四
三 農用地利用増進法の制定	三六六
四 農用地利用増進法の平成元年改正	三六八
五 農業経営基盤強化促進法となる	三六九

第三編 法令

○〔三段対照式〕農業経営基盤強化促進法令（令和五年四月一日現在）……………三七三

〔上段〕農業経営基盤強化促進法……………三七三

〔中段〕農業経営基盤強化促進法施行令……………三七三

〔下段〕農業経営基盤強化促進法施行規則……………三七三

○農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成一五・農水告一四一九）……………四九〇

……………

○農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成一六・農水告八九一）……………五〇七

第四編 通知

- 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について（平成二二・九・一）……………
- 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成二四・五・三二）……………

第一編

農業経営基盤強化促進法の逐条解説

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等（第五条～第十一条の十二）

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- 二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- 四 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 六 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保

有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。）を除く。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第一条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。

4 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

本条は、都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進のための基本方針（以下「基本方針」という。）について規定している。

一 基本方針の性質

(1) 基本方針は、各都道府県が自らの地域の将来の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の当該地域の農政を推進する目標として策定すべき性格のものであり、地域の実態に即してそれぞれ個性豊かな計画が策定されることが基本とされている。

また、当該都道府県に属する市町村が、農業経営基盤の強化の促進のための基本構想を策定する際の指針としての性格も持ち合わせている（法第六条第三項）。これは、自然的経済的社会的諸条件の面で同一の地帯区分に属するような市町村の間で、農業経営の指標の水準に大幅な齟齬が生じないようにする上で重要な側面である。

さらに、都道府県知事は、第一号法定受託事務として基本方針を策定する義務を負っており、そのため、基本方針は、国が示した、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の一般的な指標や政策の基本的方向を各都道府県がその置かれた自然的経済的社会的条件に応じて内容を修正したものとしての側面も持っており、いわば、国の政策の都道府県版としての性格も持っている。

(2) 基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとされている（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号。以下「施行令」という。）第一条）。これは、基本方針では、各都道府県の実情に応じた指標等を定めることとしているが、政策の安定性の要請から十年先を見通した内容とすることが適当であること、また、経済情勢の変化等農業をとりまく諸情勢の変化に対応し、できるだけ実情に合った内容を保持するためには、おおむね五年ごとに見直すことが適当であることから、このように規定されたものである。また、この規定は、十年計画である基本方針を、おおむね五年ごとに見直して、新たな十年計画を策定することを規定したものであり、五年ごとに五年計画を策定することを規定したものでないことはいうまでもない。

都道府県知事は、農振法で農業振興地域整備基本方針を定めることとされている。この農振法における基本方針は、

○農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について

平成12年9月1日
12構改B第846号

農林水産事務次官

最終改正 令和5年3月28日 4経営第3229号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく都道府県知事による農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の策定事務等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定に基づく処理基準が、別紙のとおり定められたので、御了知の上、今後は、本基準によりこれらの事務を適正に処理されたい。

以上、命により通知する。

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準

第1 趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第34条に掲げる都道府県の第1号法定受託事務のうち、農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する事務（法第5条第1項）、市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に同意する事務（法第6条第5項）、法第7条各号に掲げる事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を承認する事務（法第8条第1項）及び機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第4条の規定により都道府県知事の指定を受けた者をいう。以下同じ。）から報告を徴収する事務（法第11条の規定により読み替えて適用する機構法第30条第1項及び第2項）について、都道府県がこれらの事務を処理するに当たっては、法、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」という。）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）、機構法、農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）に定めるところによるほか、この処理基準によるものとする。

第2 農業経営基盤強化促進基本方針の策定（法第5条関係）

都道府県知事は、次により基本方針を策定するものとする。ただし、2の事項については、都道府県知事が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めると

第四編

通

知

農業経営基盤強化促進法の解説 3訂

平成6年12月 初版
平成8年1月 改訂版
平成15年1月 改訂2版
平成18年3月 改訂3版
平成23年3月 改訂4版
平成27年3月 改訂5版
平成29年3月 改訂6版
令和3年9月 改訂7版
令和6年3月 3訂

定価 3,850円 (本体3,500円)
送料実費

発行 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

中央労働基準協会ビル2階

電話 03-6910-1131 FAX 03-3261-5134

全国農業図書コード R05-49

落丁、乱丁はお取り替えます。